

記載例 1 退職等により未徴収税額を一括徴収する場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※市町村処理欄		1.現年度 2.新年度 3.両年度	
特別徴収義務者 指 定 番 号		12345	※市町村ごと に異なります
宛 名 番 号		1234	
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係 人事課人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000 (内線 123)	
異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収 1. 特別徴収継続 ② 一括徴収 (1月以降は必須) 9 月分で納入 (10月10日納期分) 3. 普通徴収 退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額 円 1,200,000 控 除 社 会 保 険 料 額 円 60,000	
給与所得者 受給者番号(整理番号) 123456 フリガナ 氏 名 鈴木 一郎 (旧姓) 生 年 月 日 昭和 50 年 1 月 1 日 個 人 番 号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 給与の支払を受け なくなった後の住所 〇〇県××市△△3-2-1 給与所得者電話番号 090-0000-XXXX		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円 140,000 (イ) 徴収済額 円 35,600 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円 104,400 異動年月日 XX・8・31	
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。			
一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定	
①. 異動が XX 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)		徴収予定 月 日 9 . 20	徴収予定額 円 104,400
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため			円 104,400
◎転勤(転職)等による特別徴収届出書 新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。) 新しい勤務先の住所 〒 連絡先の 課・係 氏 名 電話 (内線)			

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、原則
一括徴収が基本となります。

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入
する場合。
 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)
 (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
 ↑
 一括徴収税額(納入額と同額)

外国籍従業員が退職後に出国もしくは帰国するときは・・・
 帰国した後も、未納分の住民税は納税していただく義務があります。年度途中で出国する
 場合は納付が難しくなるため、退職時に可能な限り未納額を全額一括徴収してください。

【提出先】 〒374-8501 館林市城町1番1号 館林市役所 政策企画部 税務課 市民税係

記載例2 退職等により未徴収税額を普通徴収に切り替える場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

××年 ○○月 △△日提出 (宛先) 館林市長		(特別徴収義務者) 給与支払者		住所(居所)又は所在地 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	特別徴収義務者 指 定 番 号 12345										※市町村処理欄 1.現年度 2.新年度 3.両年度 □コピー済	
				フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ	宛 名 番 号 1234										※市町村ごとに異なります	
				氏名又は名称 株式会社 ○×商事	連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号										課・係 人事課人事労務係	
				代表者の 職 氏 名 代表取締役 特徴 太郎											氏名 特徴 花子	
				個人番号 又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1											電話 000-000-0000 (内線 123)	
給与所得者		給 与 者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額	
受給者番号(整理番号)	フリガナ	スズキ イチロウ		円	6 月から 9 月から		8 月まで 5 月まで		XX・8・31		① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 住所誤報 ⑨ その他 (特別徴収不可)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須)		円	
123456	氏 名	鈴木 一郎		140,000	35,600		104,400						3 普通徴収 (理由)		1,200,000	
生年月日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日												月分で納入 (月 日納期分)		控除社会 保 険 料 額	
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2												空欄で結構です		円	
給与の支払を受け なくなった後の住所	〇〇県××市△△3-2-1														60,000	
給与所得者電話番号	090-0000-XXXX															

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定		相続人の氏名等	
1. 異動が 年 12 月 31 日までで、申出があったため (月 日申出)		異動の事由 6. 死亡 年の途中で納税義務者(給与所得者)が亡くなった場合は、相続人のかたに納税していただく必要があります。相続人の氏名等欄に記入してください。期間に関わらず一括徴収はできません。		氏名 鈴木 太郎 続柄 父	
2. 異動が 年 1 月 以後で、特別徴収の継続の希望がない				住所 □□県△△市〇〇1-2-3	
				電話 0000-00-0000	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

外国籍従業員が退職後に出国もしくは帰国するときは...

帰国した後も、未納分の住民税は納税していただく義務があります。年度途中で出国する場合は納付が難しくなるため、退職時に可能な限り未納額を全額一括徴収してください。未納分があるまま帰国する場合は、本人に代わって納税通知を受け取り納税していただく「納税管理人」を選任する手続きが必要となります。出国される前に、税務課までお問合せください。

新しい勤務先では

月割額

月分から徴収し、納入します。

新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。

納入書 要 ・ 不要

付
記
入
欄

異動の事由 1. 退職
その年の6月から12月末の間に退職し、本人から、翌年5月までの未徴収税額を一括徴収する希望がなかった場合は、本人が納付する「普通徴収」へ切り替えます。

※翌年1月1日から4月30日までに退職したときは、一括徴収することが義務づけられています。

【提出先】 〒374-8501 館林市城町1番1号 館林市役所 政策企画部 税務課 市民税係

記載例3 転勤等により特別徴収を継続する場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、速やかに提出してください。

※市町村処理欄		1.現年度 2.新年度 3.両年度	
特別徴収義務者 指 定 番 号		12345	
宛 名 番 号		1234	
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係 人事課人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000 (内線 123)	
異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 (1月以降は必須) 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休業 8月末で退職する給与所得者が、9月末 から新しい会社で特別徴収する場合。	
受給者番号(整理番号)		フリガナ スズキ イチロウ	
氏 名 鈴木 一郎 (旧姓)		特別徴収税額 (年税額) 円 140,000	
生 年 月 日 昭和 50 年 1 月 1 日		(イ) 徴収済額 円 6 月から 9 月まで 35,600	
個 人 番 号		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 円 104,400	
給与の支払を受けた なくなった後の住所		異動年月日 XX・8・31	
給与と所得者電		8月末で退職する給与所得者が、9月末 から新しい会社で特別徴収する場合。	
○給与のなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。		※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。 普A 総従業員数が2人以下 普B 他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者) 普C 給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が93万円以下) 給与の支払が不定期 給与の支払が毎月でない 事業者 事業主のみ対象)	
転居等により異動後の勤務先で引き 続き特別徴収を行う場合には、「個人 番号」は、前勤務先では記載しないで ください。 までで、申出があったため (月 日申出) 2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		徴 収 予 定 徴収予定 月 日 徴収予定額 円 徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 円	
相続人の氏名等 氏名 続柄 住所 電		新しい勤務先では 月割額 11,600 円を 9 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 (要) ・ 不要	

【提出先】 〒374-8501 館林市城町1番1号 館林市役所 政策企画部 税務課 市民税係